

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う 取引参加者規程等の一部改正について

平成 26 年 3 月 5 日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、取引参加者規程等の一部改正を行い、平成 26 年 3 月 6 日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、預金保険法が一部改正され、危機に瀕した破綻取引参加者の重要な市場取引等を、特定承継金融機関等（預金保険機構の子会社）が速やかに承継する新たな枠組みが整備されることから、当取引所においても、特定承継金融機関等に対し取引資格の付与を機動的に行えるよう、取引参加者規程等において所要の整備を行うものです。

II. 改正概要

(備考)

1. 取引資格の審査について

- 特定承継金融機関等に係る取引資格取得については、審査を要しないものとします。

・ 取引参加者規程
第 43 条の 2

2. 取引資格の取得手続きの履行について

- 特定承継金融機関等については、入会金の納入及び取引参加者保証金の預託を要しないものとします。

・ 取引参加者規程
第 43 条の 3

- 特定承継金融機関等については、取引資格取得申請書に添付する書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができる所とします。

・ 取引参加者規程
施行規則第 2 条
第 4 項

3. その他

- その他所要の改正を行うものとします。

III. 施行日

平成 26 年 3 月 6 日から施行します。

以上